

とを規定する。

第24条は、日本区域で敵対行為が起り、または、起りそうになった場合について規定する。このような場合には、両国政府は、日本の防衛に必要な共同措置をとるため、および、安全保障条約第1条の目的を遂行するため、直ちに協議することになっている。

第25条は、経費に関する規定である。要約すれば、日本は(イ)協定の継続期間中合衆国の使用する施設および区域を合衆国に負担をかけないで提供し、施設および区域の所有者および提供者に補償を支払い、また(ロ)定期的に再検討した結果新たな取極ができるまでの間、合衆国が輸送その他の役務や需品を日本で調達するため、年額1億5,500万ドルに相当する円貨を提供し、その他はすべて合衆国が負担することになっている。

第26条は、合同委員会に関する規定である。協定の実施に関し協議を必要とする事項とくに施設および区域の決定と変更について協議機関として両国それぞれ1名の代表者(代理および必要な職員を付ける)をもって構成される合同委員会を設置することになっている。合同委員会で処理できない問題は政府間交渉に移される。

第27条は、協定の発効に関する規定で協定が安全保障条約と同時に実施されるものであることを明らかにする。同時に、実施のため予算または立法上の措置を必要とするものについては、両国は所要の措置を立法機関に求めることを約束している。

第28条は、協定の改正に関する規定である。いずれの当事国もいつでもどの条についても改正を申しでることができ、その場合には適当な経路を通じて交渉しなければならないことを定めている。

第29条は、有効期間に関する規定で、効力発生の場合と同よう、安全保障条約が有効である間協定は有効であるとする。

なお、交渉妥結の経程において協定の多くの条項について両国の一方

からその解釈または実施ぶりについて意見または希望を開陳し、相手方がこれに同意または了承を与えた。これらの意見や要望は、すべて、1952年2月26日の最終会議の公式議事録に収録されていて協定の実施に当って欠くことのできない指針と成っている。(註)

(註) これは「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の協議のための合同会議公式議事録」(1952年2月26日)と称するもので、その和文および英文は付録17に収録してある。御参照ありたい。

第三節 結 語

行政協定は、合衆国軍隊の日本国内駐屯の条件を定めるもので一般国民の日常生活ときわめて密接な関係をもつものであつて、したがって両国間に最も友好的な相互信頼の関係がないかぎり所期の実効を挙げえない性質のものである。このような認識のもとに双方は交渉に当って権利を主張し合うよりか両国の関係の将来を勘案して実状に即し最も適当と思う条文案を出しあい互いに相手の意向を理解することに努める態度をとり、こうして一般国民の納得をえる合理的でプラクテカルな協定を作成しよう努力したものである。協定の手本としては北大西洋条約の軍隊の地位に関する協定があつた。しかしながら、地位協定が未発効であつたことと、合衆国が在日合衆国軍隊の地位が平和条約の発効により一夜に激変をうけることを回避するよういくらかの猶予期間をもつことをつよく要望したところから必ずしもすべてがわが方の所期したとおりにならなかつたことは事実である。また、日本が国軍をもたず、したがって、軍隊の使用する「施設および区域」なるものも日本にはないために条文の起草に当って北大西洋条約の地位協定をそのままもつてくることもできない場合があつた—こうして協定を通読すると、日本ばかりがgive and giveすることになる印象をつよめる—ことも見逃

してはならない。

行政協定の公表されたとき、国会も国民も一ように失望し不満の意を表し非難の声をあげせた(注1)。とくに刑事裁判権に関する規定にたいし最もつよく反発した。国会は、また、協定の内容が条約第三条の委任の範囲を逸脱し国会の権限を侵害するものであると非難した。これらの点については、安保条約および行政協定の交渉の全過程を通じて国会および世論の期待するところ―それはまた交渉当事者の目標でもあった―を達成すべく根気よく努力を重ねたところであつた。が、ついに目的を貫徹しえず、刑事裁判権については北大西洋条約の地位協定が発効すれば直ちにおそくとも1年後には地位協定方式に切り替えることを条件にほぼ従前の取扱いをつづけることになり(注2)、国会の権限尊重については協定の内容で立法または予算措置を必要とする事項に関し、第27条で「この協定の規定中その実施のため予算上および立法上の措置を必要とするものについて、必要な措置を立法機関に求めることを約」したにとどまつた。このことは、すでに説明したところである。刑事裁判権はいわずもがな行政協定と国会の権限の関係については国会側同よう交渉当事者自身はなほだ不満で早晩できるかぎり早目にその改善をはからねばならないと心ひそかに期するところがあつた。安保改訂の遠因はここにもあつた(注3)。

(注1) 事務当局は、1951年2月の行政協定案を「殺し」て北大西洋条約の新方式に切替えることに成功したので、「よい行政協定」を国民の前に披露できると少々自信をもつていただけに、国会および世論の反発にはひどく失望落胆させられた。世論は一般に行政協定をもつて「日本をアメリカの植民地化する」ものとして非難攻撃した。

当時、三笠宮殿下から行政協定について説明してほしいとの御希望があり、1日、条約局長は御殿に参上した。御質素な応接間に通されてそこでお話を申しあげた。殿下の最初の御質問は

―今度の協定で日本はアメリカの植民地となるようなことはないか。というのであつた。局長は、そのしからざるゆえんを縷々に説明申しあげて退出した。

また、ある日、自由党の長身白晰・頭脳明敏・弁舌爽やかな若い代議士が条約局長室にみえて行政協定について説明を求められた。政界のホープとうたわれるこの若い代議士のためにと局長は交渉の経過と内容についてここに書いたような事柄を熱心に説明したものである。説明が終わると、それまでジッときいておられた代議士は―要するに、この協定は日本をアメリカの植民地化するものです―のただ一言を残して室外にたち去られた。局長はガクリと肩を落した。

この若い代議士こそ誰だろうこの文章執筆当時(1971年3月)の防衛庁長官中曾根(康弘)代議士その人であつた。

(注2) 事実、その後約束にしたがい翌53年9月29日署名の議定書で第17条は地位協定方式に改正された。

(注3) 交渉の開始に当つて、行政協定にたいする一般の関心がきわめて深かつたので、公式会談ごとに共同コムニケを発表してどういう事項について協議し合意に達したかを知らせることとし、他方、協定のテキストについては全部の合意ができ協定として公表されるまで秘密にしておくよう日米双方で嚴重注意することに岡崎ラスク両代表の間で約束されていた。日本側では外務・大蔵二省だけが協定案をもつていたので岡崎代表の指示で両省それぞれ1名の責任者を指名しこの兩名において交渉の連絡・機密保持その他一切の責任を負うことにされた。大蔵省は主計局次長(石原)を外務省は条約局長(筆者)を指名した。機密は当初よく保たれた。しかし、交渉末期になつて難かしい、それだけ重要な事項について合意ができたすと合意された条項の和文―外務省作成のものと全く同じ―が「朝日」にのりだした。

—また、のっているじやないか。気をつけたまえ、君
と代表から注意をうけるようになった。しまいには代表から両省で嚴重調査するよう令があつて主計局次長に連絡した。主計局次長からは「調査したが大蔵省からは出ていない」と返事があつた。外務事務当局からは、むろん出ていなかった。やむなく条約局長は代表に—外務省からは出ていない。大蔵省は大蔵省からは出ていないという。しかし、新聞には外務省作成の和文がのる。やむをえない、当初の約束どおり外務省責任者を処分していただきたい。と申しでた。処分はなににもなされなかつた。

年がかわつて1954年の秋、吉田総理は欧米公式訪問の途上フランスに來られた。同行した記者団のなかに「朝日」の記者がいた。熟知の仲であつた。パリで総理一行を迎えた筆者は、あるとき、この友人記者にこつそりこの行政協定テキストスクーブ一件をもちだし「どうして入手できたか」をただした。友人は、商売上の機密で新聞記者として口外すべき事柄ではないが、折角の御依頼だから、と前置して一部始終を打ちあげてくれた。そしてこの友人記者は「どんな書類であつても閣僚の手に渡つたなら必ず取つてみせる自信がある」と断言しそれがどうして可能であるかを説明してくれた。

そうだったか。そんなものか、とわたくしは感じいった。

「朝日」は問題のテキストを池田蔵相から手にいれていたのであつた。

第二章 各説

第一節 1951年2月の行政協定案の再検討

第一次日米交渉において1951年2月6日先方から行政協定案—當時は「集團的防衛のため締結した協定の規定を実施するためのアメリカ合衆国および日本国間行政協定案」なるタイトルが付せられていた—の提

示があり、同日にわが方からオブザベーションを提出し、8日先方から協定の補追の申し出がある等の経緯を経て、一応、行政協定案をえ、9日、井口・アリソン間に他の4つの文書とつしよにイニシアルされたことは、本調書IV巻で説明したとおりである。

イニシアルされた行政協定案の原文と訳文は、同調書付録45として同書pp.243~262に収録してある。

この行政協定案の事務当局による検討の結果、1951年3月16日、すなわち第1次交渉と第2次交渉の中間で、わが方からさらに意見および要請を提出したことは、本調書V巻で説明したところである。わが方の意見および要請の和文と英文は、同調書付録11として同書pp.130~140に収録してある。この文書のⅢの部分行政協定案に係る。

その後サン・フランシスコ平和会議まで双方とも平和条約と安全保障条約の確定に忙殺され、行政協定案の交渉は会議後に持ち越された。したがつて、平和条約・安全保障条約の国会審議—第12臨時国会は1951年10月10日開会・11月18日両条約可決—に當つて総理は「安全保障条約の実施のために必要な細目は、今後日米両政府間に交渉して取結ばれることになっております。その内容は将来決定されるところであつて、国会に対しては交渉が成立し所要の予算または法案の審議を求める等の機会においてその内容は充分説明をいたします」と説明すると同時に事務当局は国会の審議・質問に備えてあらためて協定案の内容を検討して「行政協定の解説」（1951年10月1日付）を草したりした。その結果、事務当局が協定案の駐軍協定の色彩が強く集團安全保障体制下の外国軍隊の駐留の条件を規定するものとしては不適當であるとの感をふかめ同案をどうかして「廃案」—「殺す」といつていた—にしようと思ひひそかに決したことは、前章で述べたとおりである。

1951年10月1日付の「行政協定の解説」は付録18に収録してある。